

【観光・旅行好き大歓迎！】観光盛り上げ協力隊を募集します！



- ・観光や旅行が好きで趣味を仕事にしたい。
- ・おもてなしが得意で観光受け入れをしてみたい。
- ・インバウンド拡大のチャンスを事業化してみたい。

村山市は、観光・地域資源活用の盛り上げを担う協力隊を募集します！

1. 活動内容

- 市内の観光事業者などとの関係構築を図り、効果的な情報発信や集客、観光客の受入体制の整備に向けたサポート活動を行います。
- インバウンドを含む誘客事業の企画や立案による観光施策の推進を行います。
- 観光エージェントやオンライン旅行代理店へのプロモーション、問い合わせ対応や観光客の案内役の実践など、「中間支援」の活動を行います。
- 宿泊業や観光受け入れ事業など観光資源を含む地域資源を活用した事業のサポート活動を行います。

2. 勤務条件

身分 会計年度任用職員

勤務時間 1週間当たり概ね35時間

(例：1日7時間勤務、週休2日など ※土日業務は平日振替)

報酬(月額) 1年目 191,100円、2年目 192,400円、3年目 193,400円

期末手当(6月：1.2か月分、12月：1.2か月分) など

費用負担

[市が負担するもの]

- ・住居の家賃(月額50,000円まで) ※村山市での家賃5万円…3DK程度
- ・業務で使用する車(リース車、ガソリン代)
- ・活動に要する消耗品費、研修費、旅費、車両の借上料など
(支出のためには、活動を行う前に市との協議が必要です。)

[自己負担となるもの]

- ・転居に要する費用、毎月の光熱水費

- ・自家用車の購入、維持に係る費用

3. 協力隊終了後の展望

退任後は、地域資源を活用した居合道体験や舟下りなどのアクティビティの事業、じゅんさい採取などの地元農産物や自然を活用したアグリツーリズムの事業、地元食材を使った飲食事業、地元特産品を扱うセレクトショップの事業の担い手として起業できます！

※こうした事業を起業する場合に活用できる補助金制度あり

また、村山市観光物産協会や旅行会社などに就職しての中間支援活動も可能です！

4. 村山市での生活のイメージ

○ 1 週間のスケジュール例

月	火	水	木	金	土	日
8:30~16:30 居合道体験やじゅんさい採取体験の中間支援と誘客計画書の作成 (7h)	8:30~16:30 観光エージェン トやオンライン 旅行代理店への 提案書作成と web会議・調整 業務 (7h)	オフ 家でゴロゴロ お昼は村山名物 板そば	8:30~16:30 観光エージェン トやオンライン 旅行代理店への 提案書作成と web会議・調整 業務 (7h)	8:30~16:30 観光情報発信 観光PRチラシ 作成 観光事業者ヒア リング・提案 (7h)	8:30~16:30 居合道体験やじゅんさい採取体験の中間支援とばらまつり対応 (7h)	オフ さくらんぼ手伝 いしながら傷物 食べ放題 ※傷物…色や傷 が入って売れな い物（味は同 じ）

5. 募集内容

職名 村山市地域おこし協力隊員

募集人数 1 名

任用日 令和 8 年 4 月 1 日（応相談）

任用期間 任用日から最長で 3 年間。

応募資格

次の①～⑧の全ての要件を満たす方

- ① 村山市地域おこし協力隊の趣旨を理解し行政及び地域住民と協力し意欲的に活動ができる方
- ② 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住しており、村山市地域おこし協力隊員として任用後に本市に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方
- ③ 地域おこし協力隊任期終了後も本市に定住する意思のある方
- ④ 任用の日において年齢20歳以上・45歳未満の方
- ⑤ 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- ⑥ 報告書作成などWord、Excel、PowerPoint、メール等の一般的な操作ができる方
- ⑦ 自動車運転免許を取得している方（または取得見込みの方）※
- ⑧ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

※ 普段の生活（活動時間外）の移動手段として自家用車の用意をお勧めします。

6. 応募方法

- 提出書類 ①履歴書 1通（顔写真付きの一般的な様式のもの）
②住民票抄本 1通
現住所と生年月日が記載された提出日から1ヶ月以内のもの
③志望理由書 1通（A4横書き1～5枚、図表等も使用可）
志望理由書は、志望動機のほか、ご自身の経験やスキル、地域おこし業務として取り組みたいこと、任期終了後の展望などについてまとめてください。
- 受付期間 令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金） 必着
封筒に「地域おこし協力隊申込」と朱書きし、郵送してください。
提出書類は返却しません。
- 書類提出先 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号
村山市 政策推進課 地方創生係 あて

7. 選考

選考は随時実施します。定員に達した場合は応募を締め切ります。

第1次選考	書類選考を行います。結果は文書で通知します。
第2次選考	第1次選考合格者を対象に、面接選考を行います。 日時等は、第1次選考の結果とともにお知らせします。
最終結果の報告	面接後1週間以内に文書で通知します。

※選考経過、結果等に関するお問い合わせにはお答え出来ません。

8. お問い合わせ先

ご不明な点などについては、下記までお問い合わせください。

村山市 政策推進課 地方創生係 （担当：富樫）

所在地 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

メール seisaku@city.murayama.lg.jp

電話 0237-55-2111（内線272）

募集要項（観光・地域資源活用分野）

「次の世代に引き継ぎ・受け継がれる魅力あるまち」にするために、各分野で経験やスキルを活かし、意欲的に活動できる地域おこし協力隊を募集します。

1. 募集の概要

村山市は、山形県の中心部に位置する人口約 22,000 人のまちです。中央に最上川が流れ、東西には山があり、美しい自然が身近にある土地です。夏は暑く、冬には雪が降りますが、その分、四季がはっきりと感じられます。郊外には田園風景が広がり、米、スイカ、さくらんぼ、りんご、もも、トマト、そばなどの栽培が盛んで、豊かな食の恵みにあふれています。

市内には居合道の始祖「林崎甚助重信公」を祀る全国一社 林崎居合神社があり、いわば居合道の「聖地」とも言うべき場所となっています。そのほかにも、多数の手打ちそば店があること、東日本最大級の東沢バラ公園があること、果物や野菜などの収穫体験ができる農園が多いことなども地域資源と言えます。

これらの地域資源を生かした活動の担い手として、特に観光分野において意欲的に活動していただける地域おこし協力隊を募集します。

2. 地域おこし協力隊として受け入れたい人物像

『地域おこし活動として観光業の活性化をサポートし、自らも地域資源を活かした事業の担い手となることを目指す“観光プレイヤー人材”』

- ・ 市内には、居合道体験、じゅんさい採取体験をはじめとした多品目の農作業体験、最上川舟下り、そばやもちなどの伝統的なメニューを提供する飲食店、個性的な宿泊所など、この地域ならではの魅力を持つ観光資源があります。
- ・ しかしながら、事業者の高齢化や人手不足などにより、効果的な情報発信や集客、観光客の受入体制の整備に課題があるところが多い状況です。
- ・ このため、より多くの方々に村山市を訪れてもらえるよう、市内の観光事業者のサポート活動を担っていただける人材を求めています。
- ・ さらに、地域の観光業の持続性のため、また、地域おこし協力隊の退任後の定住のため、観光資源を含む地域資源を活用した起業・事業承継・就業などに意欲のある人材を受け入れたいと考えています。
- ・ 村山市の地域資源や地方ならではの働き方に魅力を感じる方、旅行が好きで観光業に関心のある方などの応募をお待ちしています。

3. 活動の内容

- ・ 村山市観光物産協会や市内の観光事業者などとの関係構築を図り、効果的な情報発信や集客、観光客の受入体制の整備に向けたサポート役を担っていただくことを期待しています。
- ・ 具体的には、例えば、ウェブサービスを活用した情報発信や予約受付、ターゲットを意識した広報活動の展開、観光案内の多言語化、観光エージェントやオンライン旅行代理店への提案、問い合わせ対応や観光客の案内役の実践など、「中間支援」の役割を想定しているものです。
- ・ こうした活動と並行して、退任後を見据え、観光資源を含む地域資源を活用した起業・事業承継・就業など、観光プレイヤーとなるための準備を進めていただくことができます。
- ・ なお、実際の活動にあたっては、現場の実情や課題の状況、ご本人の希望や経験などを踏まえて、相談しながら実施していくこととします。

4. あると望ましい知識や経験

- ・ 応募にあたって特別な知識や経験を求めるものではありません。
- ・ どのような地域資源があるのかをあらかじめ知ってもらい地域に興味を持ってもらいたいため、村山市を実際に訪れていただくことや、「アグリランドむらやまガイドブック」を読んでいただくことなどをおすすめします。

5. 協力隊退任後の展望

- ・ 地域おこし協力隊として活動する中で培った人脈や経験を生かして、観光資源を含む地域資源を活用した起業・事業承継・就業などを目指していただき、地域に定着していただくことが望まれます。
- ・ 地域資源を活用した事業としては、一例として、居合道体験や舟下りなどのアクティビティの事業、じゅんさい採取などの地元農産物や自然を活用したアグリツーリズムの事業、地元食材を使った飲食事業、地元特産品を扱うセレクトショップの事業などが挙げられます。
- ・ 村山市では、こうした事業を起業する場合に活用できる補助金制度などの支援メニューを用意しています（令和7年度現在）。

6. 委嘱の条件

(1) 職位

- ・ 市が会計年度任用職員（パートタイム）として雇用します。配属先は商工観光課や農林課などを想定しています。
- ・ 地域おこし活動の実施状況に応じて、（一社）村山市観光物産協会などの民間組織での勤務や、業務委託型の委嘱への変更などを検討することがあります（職位を変更した場合には、以下の(3)～(6)の条件も一部変更となります）。

(2) 業務期間

- ・ 任用日から1年間とします。
- ・ 地域おこし活動の実績などを踏まえて1年ごとに更新し、最長で3年間まで延長が可能です。

(3) 業務日時

- ・ 1日あたり7時間、週5日勤務（週あたり35時間）
- ・ 休日や休暇などのその他条件については、「村山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定のとおりとなります。

(4) 報酬

- ・ 月額 191,100 円（1年目）、192,400 円（2年目）、193,400 円（3年目）
- ・ 期末・勤勉手当（6月：1.2か月分、12月：1.2か月分）、通勤費（片道2km以上の場合）を支給します。
- ・ 退職金は支給しません。

(5) 市が負担できる費用

- ・ 地域おこし活動に必要となる消耗品費、研修費、旅費、車両借上料などの活動費（支出のためには、予算計上や執行手続きが必要となるため、実際の活動を行う前に市との協議が必要です。借り上げた車両は生活のためには使用できません。）
- ・ 健康保険料、厚生年金保険料
- ・ 住居の家賃（市が借り上げた住居に住むことができます。家賃の上限は月額50,000円までとします。）

(6) その他条件

- ・ 職務専念義務や信用失墜行為の禁止などの服務規則が適用されます。
- ・ いわゆる兼業の制限（営利企業への従事等の制限）はありませんが、あくまで職務専念義務に支障を来たさない範囲での従事となります。

7. 参考資料

アグリランドむらやまガイドブック

https://www.city.murayama.lg.jp/kurashi/nou_syou_kou/norin/noukanrenkeijigyoku6j/agurimurayama-guide.html